令和4年4月1日

(目的)

- 第1条 この規程は、淑徳大学附属図書館規程第10条第2項に基づき、淑徳大学キャンパス附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定める。 (任務)
- 第2条 委員会は、各キャンパスの附属図書館及び図書室(以下「各キャンパス図書館」という。)運営の適正と充実を図るために各キャンパス図書館長または図書室長(以下「館長」という。)の諮問に応ずることを任務とする。

(審議事項)

- 第3条 委員会は、館長の諮問に応じて次の事項を審議する。
 - (1) 図書館の施設及び運営の基本方針に関する事項
 - (2) 図書館の予算及び決算案に関する事項
 - (3) 収書計画の基本方針及び選書に関する事項
 - (4) 図書館の諸規則の制定に関する事項
 - (5) その他図書館運営に関して必要と認められた事項

(構成)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名で構成する。

(委員の選任)

- 第5条 委員長は館長とし、その他の委員は各学部の本務教員の中から学部長が委嘱する。
- 2 副委員長は、選任された委員の中から委員長が指名する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

- 第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故があるときは、副委員 長がこれに代わる。
- 2 委員会は、定例又は臨時にこれを招集する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(教授会等への報告及び提案)

- 第8条 委員長は、委員会で審議された事項を、必要に応じて教授会等に報告又は提案する。 (事務担当)
- 第9条 委員会に関する事務担当は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い「淑徳大学附属図書館運営委員会規程」、「千葉図書館運営委員会規程」、「看護栄養学部図書室運営委員会規程」、「みずほ台図書館運営委員会規程」 及び「東京図書館運営委員会規程」は、廃止する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。